

京都市告示第 44/ 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成19年3月30日

京都市長 榊本 頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人京都市体育協会	伏見桃山城運動公園の使用料の徴収	平成19年4月1日から平成23年3月31日まで

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)